

常総衛生組合告示第3号

令和5年度常総衛生組合一般廃棄物処理実施計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の規定により、令和5年度の計画を次のように定める。

令和5年2月13日

常総衛生組合管理者 小田川 浩

- 1 常総衛生組合（関係市：常総市，守谷市，坂東市，つくばみらい市）におけるし尿及び浄化槽汚泥の年間処理量は、次のとおりである。

品名	処理量
し尿	2,518 kℓ
浄化槽汚泥	29,442 kℓ
計	31,960 kℓ

- 2 一般廃棄物の処理主体
一般廃棄物の収集運搬は、許可業者によるものとし、最終処分は、委託業者による。

3 処理計画

(1) 収集, 運搬

ア 収集区域の範囲

関係市全域とする。ただし、常総市においては旧水海道市区域、坂東市においては旧岩井市区域とする。

イ 収集の方法

し尿及び浄化槽汚泥（農業集落排水，コミュニティ・プラント含む。）を別に定める計画に従い許可業者が収集し，常総衛生組合へ搬入する。

(2) 中間処理

ア し尿処理施設

施設の名称 : 常総衛生組合「クリーンセンターきぬ」

所在地 : つくばみらい市小絹1450

方式 : 標準脱窒素処理方式+高度処理

能力 : 100kℓ/日+50kℓ/日 150kℓ/日

イ し尿処理施設は常総衛生組合「クリーンセンターきぬ」に限る。

(3) 常総衛生組合より排出される廃棄物の最終処分計画

し渣及び脱水汚泥・・・焼却後埋立処分（北茨城市） 70t/年

沈砂・・・埋立処分（北茨城市） 12.5t/年

[4年に1回50t排出]

4 関係市別投入量

単位：kℓ

市名	し尿	浄化槽			合計
		単独	合併	計	
常総市	589	2,660	11,052	13,712	14,301
守谷市	144	60	88	148	292
坂東市	992	3,907	6,566	10,473	11,465
つくばみらい市	793	929	4,180	5,109	5,902
計	2,518	7,556	21,886	29,442	31,960

※1 常総市においては旧水海道市区域，坂東市においては旧岩井市区域とする。

※2 合併浄化槽汚泥には，農業集落排水（守谷市を除く）及びコミュニティ・プラントの汚泥を含む。

5 関係市別処理人口

単位：人

市名	し尿	浄化槽			合計
		単独	合併	計	
常総市	917	10,526	16,593	27,119	28,036
守谷市	327	35	64	99	426
坂東市	1,457	12,978	11,533	24,511	25,968
つくばみらい市	1,526	4,875	10,529	15,404	16,930
計	4,227	28,414	38,719	67,133	71,360

※合併浄化槽人口には，農業集落排水（守谷市を除く）及びコミュニティ・プラント人口を含む。